

子発0330第11号
令和5年3月30日

各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第40号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）により、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行った保育士の再登録手続の厳格化の措置が講じられ、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしている。これを受け、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「則」という。）について所要の改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

(1) 保育士登録簿の登録事項について

改正法により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 20 の 2 が新設され、都道府県は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者や、これら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）について、改善更生の状況など、その後の事情により再び登録するのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができるようにするとされた。このことを踏まえ、則第 6 条の 30 において規定する保育士登録簿に登録する事項に「特定登録取消者に該当するときはその旨」を追加する。

(2) 情報の提供の求めについて

則第 6 条の 34 の 2 において、都道府県知事は、保育士が保育士の欠格事由を定めた法第 18 条の 5 各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求める方法によって、当該保育士が同条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものとされている。今般、則第 6 条の 34 の 2 を改正し、都道府県知事は、法第 18 条の 5 各号若しくは第 18 条の 19 第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号のいずれかに該当するおそれ、又は法第 18 条の 21 若しくは第 18 条の 22 の規定に違反しているおそれがあると認めるときにおいて、都道府県知事は、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求める方法によって、当該保育士が当該各号の該当の有無又は当該各条の規定の違反の有無を確認するものとする。

(3) 保育士登録申請書及び保育士証について

第 5 号様式（保育士登録申請書）について、特定登録取消者に該当する者であることを確認するための記載を設ける。

第 6 号様式（保育士登録証）について、特定登録取消者に該当するときは、その旨を記載することとする。

2 附則

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

(2) 経過措置

1 (1) の規定については経過措置を設け、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により特定登録取消者に該当する者について適用し、施行日前の行為により、特定登録取消者に該当する者については適用しないこととする。

1 (3) の規定については経過措置を設け、改正省令による改正後の第5号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用するものとし、施行日前に提出された登録の申請書については、なお従前の例によることとする。ただし、施行日前の行為により、保育士の欠格事由を定めた法第18条の5各号（第1号を除く。）又は特定登録取消者に該当する者の登録の申請書については、なお従前の例によることとする。

また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この省令による改正後の様式によるものとみなし、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

第三 関連通知の改正

改正省令の施行に伴い、「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別紙2、3のとおり改正し、令和5年4月1日から適用する。

以上

【添付資料】

- ・(別紙1) 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第40号）【官報】
- ・(別紙2) 「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正【新旧対照表】
- ・(別紙3) 「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正【改正後全文】

【問い合わせ先】

令和5年3月31日まで
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（内線4852，4853）
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

令和5年4月1日以降
<児童福祉法施行規則の改正に関すること>
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
<通知改正に関すること>
こども家庭庁成育局成育基盤企画課保育士対策係

○厚生労働省令第四十号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年三月三十日
 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令
 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第六条の三十 法第十八条の十八第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 特定登録取消者（法第十八条の二十の二第一項に規定する特定登録取消者をいう。）に該当するときはその旨</p> <p>第六条の三十四の二 都道府県知事は、保育士が法第十八条の五各号若しくは第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するおそれ又は法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求めるときは、当該保育士が当該各号の該当の有無又は当該各条の規定の違反の有無を確認するものとする。</p>	<p>第六条の三十 法第十八条の十八第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第六条の三十四の二 都道府県知事は、保育士が法第十八条の五各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求めるときは、当該保育士が同条各号のいずれかに該当するかどうかを確認するものとする。</p>

第五号様式（第六条の三十一関係）

第五号様式を次のように改める。

保 育 士 登 録 申 請 書													
フリガナ													
氏 名	(姓)				(名)				性 別	□ 男 □ 女			
	(旧姓)												
通 称 名													
生 年 月 日	□ 明治 □ 大正	□ 昭和 □ 平成	□ 令和	年	月	日	本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍)			都道 府県	本籍地 コード		
フリガナ													
連絡先住所	都道 府県												
郵便番号	〒			—			電話番号						
資格要件 (児童福祉法第十八条の六の各号のうち該当するもの)	□ 第1号 指定保育士養成施設を卒業した者				卒業した施設の名称								
					卒業した年月				□ 昭和	□ 平成	□ 令和	年	月
	□ 第2号 保育士試験に合格した者				試験に合格した年月				□ 昭和	□ 平成	□ 令和	年	月
					合格通知番号								
				*科目ごとに合格した年月又は都道府県が異なる場合は別紙に記入									
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法（以下「法」という。）の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者に該当する者												
私は、保育士の登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。													
年 月 日													
都道府県知事 殿													
氏 名													

- 備考 1 保育士の登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 2 該当する□は、レと記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
保育原理	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
教育原理 及び社会的養護	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
児童家庭福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
社会福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
保育の心理学	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
子どもの保健	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
子どもの食と栄養	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
保育実習理論	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	
	合格した年月	合 格 地	都 道 府 県
保育実習実技	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	合格通知番号	

- 備考 1 該当する□は、レと記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第六号様式（第六条の三十二第一項関係）

保 育 士 証	
本籍地都道府県名（国籍）	
氏 名	
	生年月日
登録番号	
登録年月日	
年 月	
指定保育士養成校卒業	
も し く は	
保育士試験全科目合格	
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の保育士として登録したことを証する。	
年 月 日	
	都道府県知事 印

(日本産業規格 A 4)

- 備考 1 登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。
- 2 特定登録取消者（児童福祉法第 18 条の 20 の 2 第 1 項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項の規定による保育士の登録を受けた者に該当するときは「(児童福祉法第 18 条の 20 の 2 第 1 項の規定による登録)」を「指定保育士養成校卒業もしくは保育士試験全科目合格」の下部に記載する。

第六号様式を次のように改める。

附則

第一条 (施行期日)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の児童福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の三十の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により児童福祉法（以下「法」という。）第十八条の二十の二第一項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

第三条 新規則第五号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十八条の五各号（第一号を除く。）又は第十八条の二十の二第一項各号に該当する者の登録の申請書については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 「保育士登録の円滑な実施について」(平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表(下線部:変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: right;">雇 児 発 第 1 2 0 1 0 0 1 号 平 成 1 5 年 1 2 月 1 日 一部改正 子 発 0 8 0 6 第 4 号 令 和 2 年 8 月 6 日 <u>一部改正 子 発 0 3 3 0 第 1 1 号</u> <u>令 和 5 年 3 月 3 0 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育士登録の円滑な実施について</p> <p>保育行政の推進については、かねてより特段のご尽力を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)」等によって規定された保育士登録制度が施行されたことに伴い、保育士登録に関する取扱いを下記のように定めたので適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>保育士登録にあたっては、本通知によるほか「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年11月30日雇児発第761号雇用均等・児童家庭局長通知)及び「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14</p>	<p style="text-align: right;">雇 児 発 第 1 2 0 1 0 0 1 号 平 成 1 5 年 1 2 月 1 日 一部改正 子 発 0 8 0 6 第 4 号 令 和 2 年 8 月 6 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育士登録の円滑な実施について</p> <p>保育行政の推進については、かねてより特段のご尽力を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)」等によって規定された保育士登録制度が施行されたことに伴い、保育士登録に関する取扱いを下記のように定めたので適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>保育士登録にあたっては、本通知によるほか「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年11月30日雇児発第761号雇用均等・児童家庭局長通知)及び「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14</p>

年 7 月 1 2 日雇児発第 0712004 号 雇用均等・児童家庭局長通知) による取扱いをお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、「保育士の登録について」(平成 1 5 年 4 月 4 日雇児発第 0404005 号本職通知) は廃止する。

記

1 ～ 3 (略)

4 保育士証(規則第 6 号様式) の記載要領

(1) ～ (3) (略)

(4) 法第 1 8 条の 2 0 の 2 第 1 項の規定による登録

特定登録取消者(法第 1 8 条の 2 0 の 2 第 1 項に規定する特定登録取消者をいう。)であって、同項の規定による保育士の登録を受けた者に該当するときは「(児童福祉法第 1 8 条の 2 0 の 2 第 1 項の規定による登録)」を「指定保育士養成校卒業もしくは保育士試験全科目合格」の下部に記載すること。

5 保育士登録簿(法第 1 8 条の 1 8、規則第 6 条の 3 0、規則第 6 条の 3 6)

(1) 保育士登録簿に記載する事項は、次のとおりであること。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 登録番号

年 7 月 1 2 日雇児発第 0712004 号 雇用均等・児童家庭局長通知) による取扱いをお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、「保育士の登録について」(平成 1 5 年 4 月 4 日雇児発第 0404005 号本職通知) は廃止する。

記

1 ～ 3 (略)

4 保育士証(規則第 6 号様式) の記載要領

(1) ～ (3) (略)

5 保育士登録簿(法第 1 8 条の 1 8、規則第 6 条の 3 0、規則第 6 条の 3 6)

(1) 保育士登録簿に記載する事項は、次のとおりであること。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 登録番号

エ	登録年月日
オ	本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
カ	指定保育士養成施設卒業・保育士試験合格の別
キ	卒業若しくは試験合格の年月
ク	<u>特定登録取消者に該当するときはその旨</u>
ケ	訂正等に係る事項
(2)	<u>(1)のクについて、児童生徒性暴力等以外の理由により取消しを受け、その後、児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者については、判明した時点で記載すること。</u>
(3)	(1)のケの訂正等に係る事項は、次のとおりであること。
ア	法第18条の19第1項又は第2項の規定により保育士の登録を取り消した場合における登録の消除に係る理由及び年月日
イ	法第18条の19第2項の規定により保育士の名称の使用の停止を命じた場合における保育士の名称の使用の停止に係る停止期間、理由及び年月日
ウ	令第17条第1項の申請があった場合における登録事項の書換えに係る変更前の登録事項、理由及び年月日
エ	令第18条第1項の申請があった場合における保育士証の再交付年月日
オ	規則第6条の34の届出があった場合における登録の消除に係る理由及び年月日
6～7	(略)
(別紙1)	(略)

エ	登録年月日
オ	本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
カ	指定保育士養成施設卒業・保育士試験合格の別
キ	卒業若しくは試験合格の年月
ク	訂正等に係る事項
(2)	(1)のクの訂正等に係る事項は、次のとおりであること。
ア	法第18条の19第1項又は第2項の規定により保育士の登録を取り消した場合における登録の消除に係る理由及び年月日
イ	法第18条の19第2項の規定により保育士の名称の使用の停止を命じた場合における保育士の名称の使用の停止に係る停止期間、理由及び年月日
ウ	令第17条第1項の申請があった場合における登録事項の書換えに係る変更前の登録事項、理由及び年月日
エ	令第18条第1項の申請があった場合における保育士証の再交付年月日
オ	規則第6条の34の届出があった場合における登録の消除に係る理由及び年月日
6～7	(略)
(別紙1)	(略)

(別紙2)

保育士資格喪失届

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 様

届出人住所
電 話 番 号
(フリガナ)
届出人氏名
本人との関係

児童福祉法第18条の4の保育士について、児童福祉法施行規則第6条の34第1号、第2号又は第3号の事由が生じたため、添付書類を添えて次のとおり届け出ます。

登録年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
登録番号	
氏 名 (フリガナ)	
資格喪失年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
事 由	<input type="checkbox"/> 第1号 (死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合) <input type="checkbox"/> 第2号 (精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に至った場合) <input type="checkbox"/> 第3号 (以下のいずれかに該当するに至った場合) <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域限定保育士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合や信用失墜又は秘密漏洩により登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

- 備考1 登録年月日、登録番号及び氏名は、保育士証に基づき記載すること。
 2 事由は、該当する事項の口にしと記入すること。
 3 第1号の事由に係る届出人は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者であること。第2号の事由に係る届出人は、当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人であること。第3号の事由に係る届出人は、当該保育士又は法定代理人であること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 5 保育士証及び資格の喪失事由を証明できる書類を添付すること。

(別紙2)

保育士資格喪失届

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 様

届出人住所
電 話 番 号
(フリガナ)
届出人氏名
本人との関係

児童福祉法第18条の4の保育士について、児童福祉法施行規則第6条の34第1号、第2号又は第3号の事由が生じたため、添付書類を添えて次のとおり届け出ます。

登録年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
登録番号	
氏 名 (フリガナ)	
資格喪失年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
事 由	<input type="checkbox"/> 第1号 (死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合) <input type="checkbox"/> 第2号 (精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に至った場合) <input type="checkbox"/> 第3号 (以下のいずれかに該当するに至った場合) <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域限定保育士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合や信用失墜又は秘密漏洩により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

- 備考1 登録年月日、登録番号及び氏名は、保育士証に基づき記載すること。
 2 事由は、該当する事項の口にしと記入すること。
 3 第1号の事由に係る届出人は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者であること。第2号の事由に係る届出人は、当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人であること。第3号の事由に係る届出人は、当該保育士又は法定代理人であること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 5 保育士証及び資格の喪失事由を証明できる書類を添付すること。

雇児発第1201001号
平成15年12月1日
一部改正 子発0806第4号
令和2年8月6日
一部改正 子発0330第11号
令和5年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士登録の円滑な実施について

保育行政の推進については、かねてより特段のご尽力を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」等によって規定された保育士登録制度が施行されたことに伴い、保育士登録に関する取扱いを下記のように定めたので適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

保育士登録にあたっては、本通知によるほか「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号雇用均等・児童家庭局長通知）及び「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成14年7月12日雇児発第0712004号 雇用均等・児童家庭局長通知）による取扱いをお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、「保育士の登録について」（平成15年4月4日雇児発第0404005号本職通知）は廃止する。

記

1 趣旨

この通知は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6各号のいずれかに該当する者が、法第18条の18第1項の規定に基づき都道府県に登録することにより、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とすることができることとされたことから、都道府県が保育士の登録事務を円滑に実施するための取扱いを定めるものである。

2 保育士登録申請

保育士の登録を受けようとする者は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74

号。以下「令」という。)第16条の規定に基づき、申請書(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第5号様式)に、法第18条の6各号のいずれかに該当することを証する書類(令第16条)を添付して申請を行うこと。

(1) 添付する書類

ア 平成15年11月28日以前に指定保育士養成施設を卒業した者
保育士資格証明書(「保育士養成課程修了証明書等について」<平成15年12月8日雇児発第1208001号通知>により改正される前の「保育士資格証交付について」<平成12年3月31日雇児発第364号児童家庭局長通知別紙様式(1)>)

イ 平成15年11月29日以後に指定保育士養成施設を卒業した者
指定保育士養成施設卒業証明書(規則第1号様式)又は、
保育士養成課程修了証明書(「保育士養成課程修了証明書等について」<平成15年12月8日雇児発第1208001号通知別紙様式(1)>)

なお、新卒者が保育士として円滑に就職できるよう、指定保育士養成施設の最終学年に在学する者であって当該年度中に卒業することが見込まれる者であると当該施設の長が認めた者については、当該施設の長が発行する卒業見込み証明書をもって申請が行えるものとする。

ウ 平成15年11月28日以前に実施した保育士試験に合格した者
保育士資格証明書(「児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」<平成14年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。>により改正される前の規則第43条の2第8号様式)

エ 平成15年11月29日以後に実施した保育士試験に合格した者
保育士試験合格通知

オ 昭和24年6月15日から昭和25年12月31日までの間において当時の児童福祉法施行令に基づき厚生大臣が認定した者(いわゆる認定保母(改正省令附則第4条))

保母資格認定講習会終了後に交付された保母資格証明書

(2) 申請書の氏名と(1)のアからオに掲げる証明書の氏名が、婚姻等によって異なる場合には、戸籍抄本又は戸籍の一部事項証明書等が必要であること。

3 保育士登録申請書の記載要領

(1) 本籍地コード

別紙1「都道府県コード表」をもとに記入すること。日本国籍を有しない者は、その他(48)を記入すること。

(2) 合格通知番号

平成15年11月28日以前に実施した保育士試験に合格した者については、保

育士資格証明書の発行番号を記載すること。

(3) 都道府県知事

都道府県知事欄には登録申請先の都道府県名を記入すること。なお、登録申請先の都道府県は、次のとおりであること。

ア 指定保育士養成施設を卒業した者

申請時点の住所地（住民票の所在地）の都道府県。なお、卒業見込み証明書をもって申請する場合も同様とする。

イ 保育士試験に合格した者

(ア) 平成15年11月28日以前に実施した保育士試験に合格した者
保育士資格証明書を交付した都道府県

(イ) 平成15年11月29日以後に実施した保育士試験に合格した者
保育士試験の合格通知書（規則第6条の13）を交付した都道府県

4 保育士証（規則第6号様式）の記載要領

(1) 登録番号

登録番号は、「都道府県名－番号」とし、番号は、都道府県ごとに6桁の一連番号を付すものとする。

例えば、北海道の1番の場合は、「北海道－000001」と記載する。

(2) 年月

法第18条の6各号の要件に該当するに至った年月（規則第6条の30第3号）を記載すること。

(3) 指定保育士養成施設卒業もしくは保育士試験全科目合格

いわゆる認定保母については、「保母資格認定講習会修了」と記載すること。

(4) 法第18条の20の2第1項の規定による登録

特定登録取消者（法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項の規定による保育士の登録を受けた者に該当するときは「(児童福祉法第18条の20の2第1項の規定による登録)」を「指定保育士養成校卒業もしくは保育士試験全科目合格」の下部に記載すること。

5 保育士登録簿（法第18条の18、規則第6条の30、規則第6条の36）

(1) 保育士登録簿に記載する事項は、次のとおりであること。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 登録番号

エ 登録年月日

オ 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

- カ 指定保育士養成施設卒業・保育士試験合格の別
- キ 卒業若しくは試験合格の年月
- ク 特定登録取消者に該当するときはその旨
- ケ 訂正等に係る事項

(2) (1) のクについて、児童生徒性暴力等以外の理由により取消しを受け、その後、児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者については、判明した時点で記載すること。

(3) (1) のケの訂正等に係る事項は、次のとおりであること。

- ア 法第18条の19第1項又は第2項の規定により保育士の登録を取り消した場合における登録の消除に係る理由及び年月日
- イ 法第18条の19第2項の規定により保育士の名称の使用の停止を命じた場合における保育士の名称の使用の停止に係る停止期間、理由及び年月日
- ウ 令第17条第1項の申請があった場合における登録事項の書換えに係る変更前の登録事項、理由及び年月日
- エ 令第18条第1項の申請があった場合における保育士証の再交付年月日
- オ 規則第6条の34の届出があった場合における登録の消除に係る理由及び年月日

6 保育士資格喪失届

規則第6条の34の届け出に係る様式は、別紙2のとおりである。

7 手数料

保育士登録に係る手数料については、適正な額に設定すること。

なお、保育士証の書換え交付及び再交付（令第17条及び令第18条）を併せて申請する者が納付すべき手数料の額は、保育士証の書換えに係る額とする。

都道府県コード表	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県
48	その他

保育士資格喪失届

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 様

届出人住所
電話番号
(フリガナ)
届出人氏名
本人との関係

児童福祉法第18条の4の保育士について、児童福祉法施行規則第6条の34第1号、第2号又は第3号の事由が生じたため、添付書類を添えて次のとおり届け出ます。

登録年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
登録番号	
氏名 (フリガナ)	
資格喪失年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
事由	<input type="checkbox"/> 第1号 (死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合) <input type="checkbox"/> 第2号 (精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に至った場合) <input type="checkbox"/> 第3号 (以下のいずれかに該当するに至った場合) <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域限定保育士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合や信用失墜又は秘密漏洩により登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

- 備考1 登録年月日、登録番号及び氏名は、保育士証に基づき記載すること。
2 事由は、該当する事項の□にレと記入すること。
3 第1号の事由に係る届出人は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者であること。
第2号の事由に係る届出人は、当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人であること。第3号の事由に係る届出人は、当該保育士又は法定代理人であること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
5 保育士証及び資格の喪失事由を証明できる書類を添付すること。